幸手市役所ホームページ
http://www.city.satte.lg.jp/ 幸手市 検索

わく!わく!!情報広場

今月の納税など

国民健康保険税　第5期
介護保険料　第5期
後期高齢者医療保険料　第5期

※口座振替をご利用の人は残高不足にご注意ください。

▼休日納税相談
とき 11月29日(日)午前8時30分～午後5時
ところ 納税課

▼夜間納税相談
とき 11月10日(火)午後5時15分～9時
ところ 納税課

最終日曜日市役所開庁

毎月最終日曜日午前8時30分～午後5時、市役所の一部を開庁します。11月は29日(日)です。

開庁窓口 市民課、保険年金課、税務課、納税課

上下水道料金夜間窓口

毎月、夜間(午後8時まで)に上下水道料金を納入できるよう第2浄水場を開庁しています。11月は26日(木)です。ご利用ください。

問合せ 水道管理課☎(48)0050・FAX(48)0120

お知らせ

平成27年分年末調整説明会

源泉徴収を行う義務のある企業の担当者を対象に、年末調整の方法や法定調書の作成、提出方法についての説明会を行います。

とき 11月19日(木)①午前9時30分～正午　②午後1時30分～4時
※①・②とも同じ内容です。
ところ ウェルス幸手2階研修室
問合せ 春日部税務署☎048(733)2111

平成28年成人式開催

とき 平成28年1月10日(日)午後2時～4時(受付は1時30分から)
ところ アスカル幸手さくらホール
対象 平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれの人
※11月中旬に案内状を郵送します。なお、幸手市から転出した人も参加できますが、別途申込みが必要です。詳細については、お問い合わせください。
※家族入場可
※酒類持込禁止(飲酒者入場不可)
問合せ 幸手市成人式実行委員会事務局(社会教育課内)　内線643・FAX(42)5803

農用地区域からの除外申請

農業振興地域内の農用地区域になっている土地で、農家住宅や子弟住宅などの建築を計画している人は、法律で許可されるような農地転用に限り、農用地区域から除外することができます。

※申請を希望する場合は、事前にご相談ください。

申請期間 12月7日(月)～18日(金)
※土曜・日曜日を除く
申請場所 農業振興課
問合せ 農業振興課　内線532・FAX(43)1123

行政書士無料相談会

とき 11月17日(火)午後1時30分～4時
ところ ウェルス幸手2階第1会議室
内容 相続、遺言、生前贈与、金銭貸借などの問題、会社設立、農地転用、開発許可、交通事故示談、外国人に関する手続き、申請代理業務など
問合せ 埼玉県行政書士会春日部支部☎048(737)5615

都市計画審議会

市決定の都市計画の変更に係る幸手市都市計画審議会を開催します。なお、この会議は傍聴できます。

とき 11月25日(水)午後1時から
※受付けは本人が0時45分までに
ところ 市役所本庁舎3階第1委員会室
内容 ①幸手都市計画地区計画の変更(幸手インターチェンジ東側地区)　②幸手都市計画生産緑地地区の変更(第9号生産緑地地区・第21号生産緑地地区)
傍聴人数 10人(定員を超えた場合は抽選)
問合せ 都市計画課　内線563・FAX(43)7656

くらしの110番

高齢者を狙う「次々販売」に気を付けて！

【事例】
無料着付け教室の折込みチラシを見て、友人を誘い、生徒数名に一人の先生が付く授業を週1回受けることになった。1か月後、先生から「着物のセミナーがある。見るだけでいいから。」と誘われた。セミナー終了後の販売会で、販売員から袋帯や帯締めを勧められ、断りきれずに購入した。

翌月もセミナーに誘われ、長時間の勧誘と買うしかない状況の中、訪問着、帯留めを購入してしまった。今後もセミナーなどで、更に商品の購入をさせられてしまうことが心配。どうしたらよいか。

最近、高齢者を狙った「次々販売」のトラブルが増えてきています。「次々販売」とは、一人の消費者に対し、業者が商品やサービスをつぎつぎと販売し、契約させることをいいます。また、複数の業者が入れ替わり販売するケースもあります。

悪質業者は言葉巧みに誘い、何とか契約させようとします。一度

乱開発抑止一斉パトロールを実施します【11月13日(金)午前10時から】

市では、圏央道幸手インターチェンジ周辺の乱開発を抑止するため、県の関係機関と連携して一斉パトロールを実施します。緑豊かで美しい田園風景の保全のため、ご理解とご協力をお願いします。　**問合せ**　都市計画課　内線563・FAX(43)7656

クリーン幸手市民運動

地域の環境美化を推進するため、市内全域で一斉清掃活動を行います。みなさんのご協力をお願いします。

とき　11月15日(日)午前8時～9時(雨天決行)

内容　お住まいの地区の道路、公園などに捨てられている空き缶、空きびん、ペットボトル、紙くずなどを分別し、各地区の指定した集積所に出してください。

問合せ　環境課☎(48)0331・FAX(48)2226

埼玉県最低賃金の改定

県の最低賃金が10月1日から時間額820円に改定されました。

最低賃金は、県内すべての労働者とその使用者に適用されます。

※なお、業種によっては、特定(産業別)最低賃金が適用されます。

問合せ　埼玉労働局賃金室☎048(600)6205

平成28年版県民手帳販売

販売期間　12月18日(金)まで

販売場所　政策調整課(市役所本庁舎2階)、電算室(市役所第二庁舎2階)、ならいち(中1丁目)、セブンイレブン幸手緑台店、JOYFUL-2(上高野)、TIME CLIP(上高野)、TSUTAYA(上高野)

サイズ　縦14cm×横8・5cm

種類　①表紙が黒で月間予定表が横罫式　②表紙がグレイッシュブルーで月間予定表が升目式

販売価格　各500円(税込み)

問合せ　政策調整課　内線683・FAX(43)1122

農地の賃借料

平成26年1月～12月の、利用権設定による賃借料は、つぎのとおりです。

(円／10a)

地目	田	畑
平均額	8,300	9,000
最高額	13,000	18,000
最低額	5,000	5,000
集計に用いた筆数	71筆	7筆

障がい者無料法律相談110番

埼玉弁護士会では、障がい者週間(12月3日～9日)に合わせ、障がい者のみなさんの相談に、弁護士が直接お答えする相談会を開催します。

とき　12月9日(水)午前10時～午後3時

相談　①電話／☎048(864)8702　②FAX／FAX048(864)8715

※事前申込み不要、匿名相談可

※②は、氏名、連絡先、相談内容を記入

対象　障がい者本人や家族など

問合せ　埼玉弁護士会法律相談センター☎048(710)5666

不動産無料相談室

とき　12月1日(火)午後1時～4時

ところ　市役所第二庁舎1階第5会議室

内容　不動産取引についての困りごと、分からないことなど

問合せ　(社)埼玉県宅地建物取引業協会埼葛支部☎(31)1157

建築無料相談室

とき　12月1日(火)午後1時～4時

ところ　市役所第二庁舎1階第5会議室

内容　建築物の新築・増築・改築・リフォーム・耐震相談など

問合せ　建設埼玉埼葛地区本部☎(34)3335　埼玉土建久喜幸手支部☎(59)3812　(社)埼玉建築士会杉戸支部・幸手部会☎(48)0875

多重債務相談窓口

財務省関東財務局では、多額の借金でお困りの人を対象にした無料の相談窓口を設置しています。

個人の秘密は厳守します。一人で悩まず、まずはお電話ください。

問合せ　関東財務局多重債務相談窓口☎048(600)1113

ふれあい講演会

とき　11月24日(火)午後1時30分～3時

ところ　西中学校体育館

テーマ　パキスタンと日本の関わり

講師　ファルーク　アーミル氏(駐日パキスタン大使)

定員　30人(申込み順)

参加費　無料

申込み　11月19日(木)までに電話

問合せ　人権推進課　内線162・FAX(44)0257

お詫びと訂正

広報さって10月号24頁「わが家のアイドル」中、張ヶ谷涼風ちゃんの年齢に誤りがありました。お詫びして訂正します。

(誤)1歳11か月

(正)　11か月

問合せ　秘書室　内線223・FAX(43)7088

■9月の幸手市内の消防出動件数／救急車出動件数218件(急病127件、交通事故23件、そのほか68件)　火災発生件数2件　火災と救急は119番(火災発生時のお問い合わせは☎(42)9119(幸手消防署))

契約すると「お得意様」となり、別の業者にその情報が流れ、つぎつぎと勧誘にきます。特に、一人暮らしや判断力が不十分な高齢者が狙われやすく、注意が必要です。

【消費者へのアドバイス】

①自分に必要な契約か、よく考えましょう。不要の場合は、はっきり断ることが大切です。

②訪問販売の場合、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。また、今回のような事例でも、書面にクーリング・オフの記載があるときなどは、クーリング・オフができる場合もあります。

③すぐに契約せず、家族や周りの人に相談したり、複数の業者から見積もりを取って、検討することが必要です。

④認知症の高齢者は「成年後見制度」を利用しましょう。

⑤心配なときは、最寄りの消費生活センターに相談してください。

問合せ　消費生活センター(市民協働課内)内線192・FAX(44)0257(毎週月曜・水曜・木曜・金曜日午前10時～正午、午後1時～3時30分)　消費生活支援センター春日部☎048(734)0999・FAX048(739)1152